

令和2年6月26日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
子どもわくわく課長 氏 江 章

7月1日以降の学童クラブの対応について（お知らせ）

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

区では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、学童クラブ登室の自粛をお願いしてきました。この間、ご協力いただきました保護者のみなさまへ、改めて感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言が解除されて以降、東京都においても社会経済活動が段階的に再開され、6月19日には施設への休業要請が全面的に解除されました。

こうした状況を踏まえ、登室自粛のお願いは6月30日までとし、7月1日以降の対応については下記のとおりといたします。

学童クラブは、密閉・密集・密接の3密を完全に防ぐことは難しい事業ですが、感染拡大の第2波への警戒が必要になるなかで、引き続き感染予防に取り組んでまいりますので、保護者のみなさまには、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

今後の感染状況や国・東京都の動向により、下記の対応に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 育成料の取り扱いについて

7月分の育成料からは日割り計算は行わず、通常の手続きとします。

2 おやつ代について

1日でも学童クラブを利用した場合は、全額お支払いいただきます。

3 登室にあたってのお願い

①児童にはマスクを着用させてください。ただし、外遊びの際など、窒息や熱中症、脱水症状等のリスクが高まる場合には、マスクを外して育成します。

②発熱、体調不良がみられるときは登室できません。

③登室やお迎え時、保護者の方が同伴される場合は、マスクの着用をお願いいたします。

④児童や保護者が新型コロナウイルス感染症に罹患・濃厚接触者と特定された場合は、学童クラブにご連絡ください。

4 育児休業中の方の復職期限について

育児休業中の方の職場復帰期限を令和2年8月1日（土曜日）まで延長いたします。
復職後「勤務証明書」を利用する学童クラブにご提出ください。

5 就職予定の方の採用期限について

新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して採用が先延ばしになっている場合、令和2年7月31日（金曜日）まで延長いたします。

就職後「勤務証明書（令和2年7月31日（金曜日）までに採用されたもの）」を利用する学童クラブにご提出ください。

【お問合せ先】

子どもわくわく課 03-3908-9361